

■市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税など）は、市のさまざまな行政サービスの費用に充てるため、個人や法人の所得や所有する財産の価値に応じて負担する税金です。

市県民税などの税金の滞納をすると、滞納している人の財産が差押えられる場合があります。

また、市税[※]を滞納していると、市税完納を条件とする補助金や貸付金の給付を受けられなくなります。

※市税：市県民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税、事業所税、都市計画税、国民健康保険税

■国民健康保険税は、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対する給付や健康増進に要する費用に充てるため、世帯主が加入者の所得等に応じて負担する税金です。

保険税を滞納すると、滞納している人の財産が差押えられる場合があります。

また、一定期間、保険税を滞納すると、医療機関窓口での医療費を全額、自己負担することや、高額療養費等の保険給付の全部または一部が差し止められる制限措置が行われることがあります。

■介護保険料は、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払い、サービスを利用するため、65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者のみなさんが負担する保険料です。

保険料を滞納すると、滞納をしている人の財産が差押えられる場合があります。

また、サービスを利用するときに保険給付の制限措置を行うことがあります。

■後期高齢医療保険料は、被保険者（75歳以上の人と一定の障がいがあり認定を受けた65歳以上75歳未満の人）の疾病、負傷、死亡などに対する給付に要する費用に充てるため、本人の所得と世帯の課税状況に応じ負担する保険料です。

保険料を滞納すると、滞納している人の財産が差押えられる場合があります。

また、通常の後期高齢者医療被保険者証より有効期間が短い短期被保険者証が交付される場合があります。

■保育費扶養者負担金は、保育所に入所する児童が安心安全な環境の中で過ごせるよう、所得や児童の年齢に応じて保護者が保育にかかる費用の一部を負担する負担金です。

負担金を滞納すると、滞納している人の財産が差押えられる場合があります。また、児童手当からの徴収を行う場合があります。

■土地区画整理事業清算金は、土地区画整理事業において、整理前の宅地と整理後の宅地の資産価値に不均衡が生じたときに、その不均衡を金銭によって調整するものが清算金です。

清算金を滞納すると、滞納している人の財産が差押えられる場合があります。

■下水道事業受益者負担金は、下水道が整備された区域内に土地を所有する人が、土地の面積に応じて整備費の一部を負担する負担金です。

負担金を滞納すると、滞納している人の財産が差押えられる場合があります。

■農業集落排水事業分担金は、農村地域のし尿・生活排水処理施設を整備した区域内に土地を所有する人などが、事業費の一部を負担する分担金です。

分担金を滞納すると、滞納している人の財産が差押えられる場合があります。

■墓園共用施設管理手数料は、市営霊園内の共用施設（トイレ・園路など）の管理に要する経費に充てるため、墓園を使用している人が負担する手数料です。

手数料を滞納すると、墓地の使用権が取り消され、埋蔵場所を原状に復して、返還してもらうことになります。

■生活保護返還金は、急を要する場合などで資力のある人が保護を受けたときに、保護費を返還するものです。

生活保護徴収金は、不実の申請や不正な手段で保護費を受給した人から保護費を徴収するものです。

返還金を滞納すると滞納している人に対し支払い督促、訴訟などの裁判所をおとした法的措置をとる場合もあります。

また、不正受給に係る徴収金の額に、法に基づく割合の金額を加算して徴収することがあります。

■母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金は、子どもを扶養している配偶者のいない父母や寡婦の人に、経済的自立の助成や生活意欲を助長するための就学資金などの貸付金です。

貸し付け後、資金の種類によって定められた日（就学終了日または貸付日など）から起算した6か月～1年の据置期間を経て、決められた期間内に支払う償還金であり、滞納をすると滞納している人及びその家族の人への新たな貸付はできないことがあります。

また、市税等[※]の支払い意思のない人への貸付は行いません。

※市税等：市民税、国民健康保険税、市営住宅使用料、上下水道料等

■市営住宅使用料・市営住宅専用駐車場使用料は、住宅に困窮する所得の低い人を対象に、低廉な家賃で提供する住宅と専用駐車場の使用料です。

住宅使用料を滞納すると、住宅の明渡し等請求訴訟など裁判所をとおした法的措置をとる場合もあります。

駐車場使用料を滞納すると、契約を取り消し、駐車区画を封鎖することになります。

■水道料金・下水道使用料は、水道や下水道を使用する人が使用量に応じて支払う料金と使用料です。

料金（使用料）を滞納すると、滞納している人に対する水道の給水停止を行うとともに、支払督促、訴訟など裁判所をとおした法的措置をとる場合もあります。

■奨学金は、奨学生が、最終学校を卒業した翌年4月から、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に支払うものです。

入学一時金は、申請者が、貸付を受けた年の4月から各学校の正規の修業期間に2年を加えた期間内に支払うものです。

返還免除型育英修学資金は、奨学生が、免除の条件[※]を満たすことができないことが確定した時から、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内に支払うことになります。

※免除の条件：最終学校を卒業した年の4月から1年以内に本市に居住し、かつ、5年間居住を継続した場合。

奨学資金貸付金返還金を滞納している人などに対し、支払い督促、訴訟などの裁判所をとおした法的措置をとる場合もあります。